

月刊労務パーパ

ふとした疑問はここで解決！

ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 33

緊急就職サポート事業補助金

離職者等の雇用定着を目的として 県が1人あたり最大200万円を補助

今回は、秋田県で行っている「緊急就職サポート事業補助金」についてご紹介いたします。この補助金の目的を要約すると「県内の雇用情勢は依然として厳しい状況であり、今後も大量の離職発生が懸念されておることから、離職者等を雇用し、人材育成を促すことで正規雇用につなげる事業を行う場合に所要経費を助成し、雇用の安定を図ること」という内容になっています。そのため「採用」そのものに対する助成ではなく、雇用の「定着」を目的としています。また「OJT（企業内教育）」と「OFFJT（社外研修など）の職場から離れた教育」を組み合わせた研修を行うことが必須となっていることが特徴的です。不況の状況下では、企業はどうしても即戦力を求める傾向になり、入社間もない労働者が十分な教育期間を経ることなく、不適合と判断され雇用契約を解約されてしまう

可能性が高くなると推測されます。そうした離職者が就職と離職を繰り返すといった悪循環を防ぎ、本来持つていた潜在的な能力を最大限に引き出すことが、企業としても人材が育成されることに繋がります。

「離職者等を秋田県内の事業所で雇用し、6か月以上の雇用が継続していること」「人材育成計画認定申請前6か月以内に会社全体で事業主都合解雇者がなく、従業員が定着状況が良好であること」「職業能力開発推進者を選任し、人材育成計画認定の申請をする

図1 緊急就職サポート事業時系列図

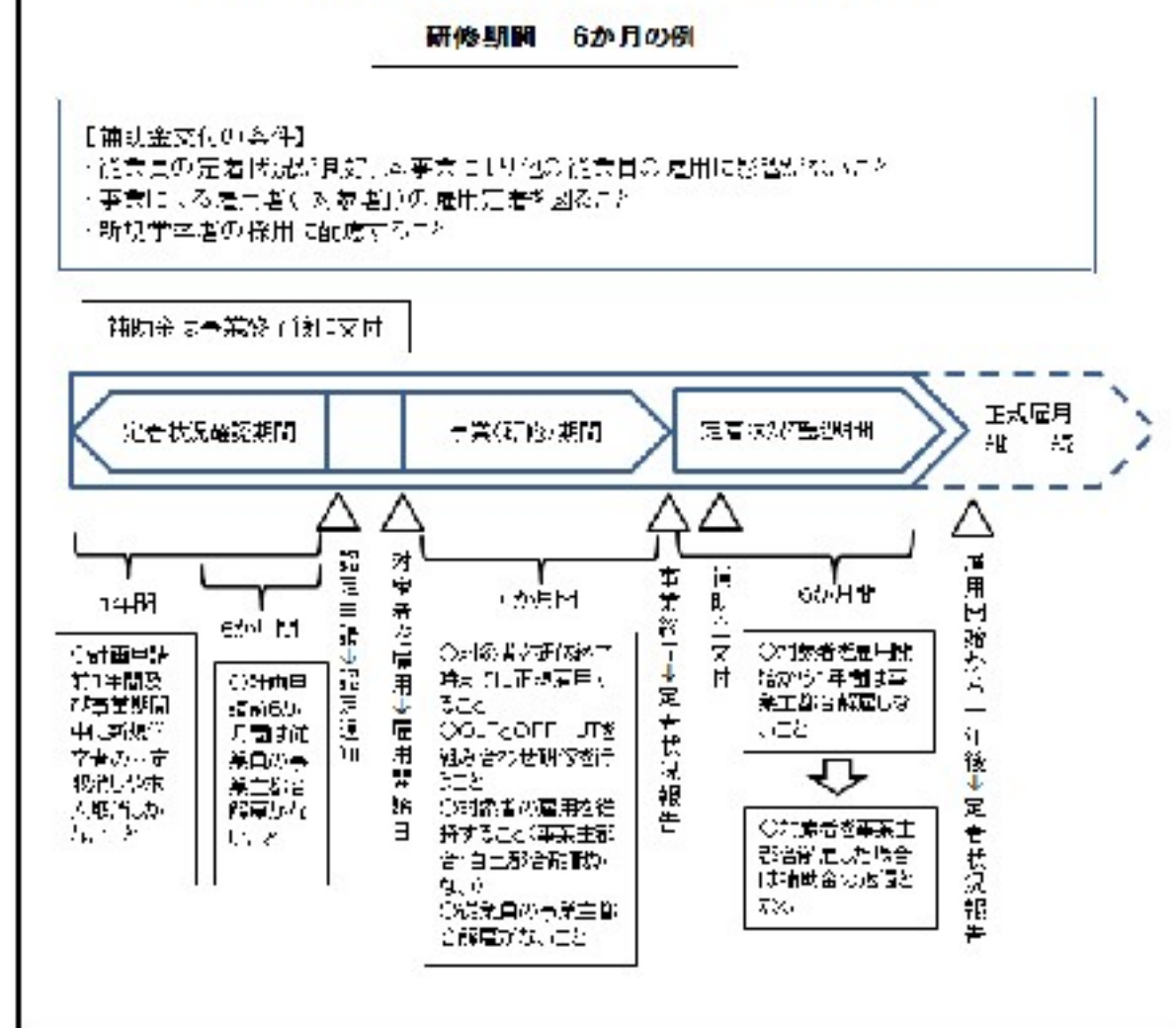


図2 補助金額

研修期間	補助金額
3ヶ月	50万円
6ヶ月	100万円
12ヶ月（1年）	200万円

こと「3か月以上1年以内」の研修を行うこと」等とされていますが、その他要件等の詳細は、県のホームページ「美の国あきたネットワーク」でも公開されています。研修期間が6か月の場合の申請から支給までの流れは図1のようになります。補助金の額については、図2に示す額とされていますが、あくまで目安の金額であり、上限額の200万円までは、所要経費の必要性に十分な理由があり、かつ真正に支出された経費であれば、補助金の対象となることとされています。企業にとって必要な人材に育つための「教育」には相応の費用が必要となります。その費用を「無駄」にしないために、即戦力を求め、採用後も十分な期間や手段を経ることなく適正を判断してしまう事は、その労働者の真の適正を判断できていない可能性もあります。現在は、自己の権利ばかりを主張する労働者が多くなってきたと言われています。企業側は、それらの人間を「問題社員」と決めつけるのではなく、採用責任と労働時間に対する賃金の支払い義務は当然に使用者にあることを認識した上で、その「労働時間」の質を高めるための方法を考え、教育を行い、その結果を適切に評価していく事が今までの以上に必要となってきたと考えられます。

新年明けましておめでとうございます。今年も明けた訳ですが特別な出来事もなく呆気ない年明けとなりました。ですが2014年心機一転させ去年より充実した一年にしていきたいと思っております。とても長いお正月休みはほとんど忘年会、新年会に明け暮れました。県外から帰省してくる地元仲間、高校の同級生連と久々の再会で気分上昇するもコンディションが悪く新年早々風邪を引いてしまい散々な思いでした。そんな事もあり最近食生活の改善を心がけて毎日納豆を食べることを習慣としていました。納豆はダイエット効果もあり満腹感が得られるそうです。何構わず納豆を入れて食べる私に家族から「いや、納豆はありましたか？」（苦笑）。今も納豆生活を続けていますが自分の中で変化がありましたのでこれからも続けていきたいです。継続は力なり。

（秋田事務所 櫻庭 磨美）

所長の一言

「求人票通りに賃金が支払われていない」と東京の大手タクシー会社運転手40人以上が差額賃金の未払分の支払いを求める訴訟を起こしました。請求額の総額は4億円にもなるようです。この手の話は昔からあったようですが、最近は訴える労働者も増えてきているのでしょうか。求人票と違っていても実際に労働契約が締結されたならば、そちらが優先されるように思います。契約締結時になんの説明も文書も交わされなければ、使用者側は苦しい。能力を確かめたいならば、試用期間を大いに使えばいいです。試用期間中は社会保険料の負担も無駄だと思ってしまう。試用期間中は社会保険料の負担も無駄だと思ってしまう。

（所長 堀井 潤）

ホームページURL <http://www.horii-office.jp/index.html>

発行所 秋田県保戸野全野町2-61 社会保険労務士法人 堀井事務所
本誌掲載の記事・写真などの著作権・配権を著します。
©社会保険労務士法人 堀井事務所 編集責任者 堀井 幸春

E-mail:h-office@js3.so-net.ne.jp
TEL:018-863-7300 FAX:018-863-7303

